



発行 東京都

目次

告示

- 歴史的建造物の選定……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) ……
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課) ……
- 建築基準法による道路の指定……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し(二一件)……………
- ………(同) ……
- 建築基準法による道路位置の指定(三件)……………
- ………(同) ……
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
- ………(同) ……
- 地域再生推進法人の指定……………
- ………(港湾局港湾経営部振興課) ……

告示

● 東京都告示第七百六十一号  
 東京都景観条例(平成十八年東京都条例第百三十六号)第二十二條第一項の規定により、東京都選定歴史的建造物を次のとおり選定する。

平成二十九年四月二十日

名称	東京都知事 小池 百合子	構造及び規模	れんが造、平屋	所在地	文京区根津二丁目十
			建て		四番十八号
			建て		
名称	東京都知事 小池 百合子	構造及び規模	木造、三階建て	所在地	青梅市本町百五十三
			番地		
名称	東京都知事 小池 百合子	構造及び規模	木造、二階建て	所在地	青梅市西分町一丁目
			百十番地		
名称	東京都知事 小池 百合子	構造及び規模	昭和レトロ商品博 物館	所在地	青梅市住江町六十五
			番地		

東京都告示第七百六十二号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年四月二十日

- 一 商号 株式会社 Ace company
- 二 代表者氏名 代表取締役 野中 佳子
- 三 主たる事務所の所在地 江東区亀戸一丁目二十一番五号
- 四 免許証番号 東京都知事(1)第九五四一一号
- 五 免許年月日 平成二十五年五月三十一日

東京都告示第七百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二條第一項第四号の規定による道路	平成二十九年四月三日	小金井市本町六丁目千八百二十七番四、同番五、同番九、同番十、同番八十三及び同番八十五の各一部	延長 二・二五
----------------------	------------	--	---------

同右	同右	小金井市本町六丁目千八百二十七番十四、同番十五、同番三十二から同番三十四まで並びに同番三十五、同番三十九及び同番四十の各一部並びに同番九十九及び同番百	延長 二・三・六三
----	----	---	-----------

東京都告示第七百六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
 平成二十九年三月三十一日  
 小金井市本町六丁目千八百二十七番十五及び同番十六の各一部並びに同番三十二、同番三十四の一部、同番三十九、同番四十、同番九十九及び同番百の一部

延長  
 三六・四五  
 幅員  
 四・〇〇

●東京都告示第七百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
 平成二十九年三月三十一日  
 小平市天神町四丁目二百六十六番三

延長  
 三三・二〇  
 幅員  
 四・〇〇

●東京都告示第七百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
 平成二十九年三月二十二日  
 狛江市岩戸北一丁目千四百四十七番十八及び同番五十の各一部、同番六十九並びに同番七十

延長  
 一八・九二  
 幅員  
 四・〇一

●東京都告示第七百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
 平成二十九年三月二十二日  
 西東京市東町五丁目三十二番十八の一部、幅員同番二十、同番四十二から同番四十四まで、同番四十五の一部、同番四十六及び同番四十九の一部

延長  
 一八・九〇  
 幅員  
 四・〇〇

●東京都告示第七百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十九  
年四月五日

東村山市美住  
町一丁目十七  
番十七及び十  
八番十一の各  
一部

延長  
二四・六七  
幅員  
四・二〇

●東京都告示第七百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十九  
年四月三日

小金井市本町  
六丁目千八百  
三十二番二、  
同番四十一、  
同番四十二及  
び同番四十三  
の各一部

延長  
二〇・二七  
幅員  
四・〇〇

●東京都告示第七百七十号

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十九条第一項の規定に基づき、地域再生推進法人を指定したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十日

東京都知事 小池百合子

一 名称

株式会社日本政策投資銀行

二 住所

千代田区大手町一丁目九番六号

三 地域再生推進業務を行う事務所の所在地

千代田区大手町一丁目九番六号

四 指定年月日

平成二十九年三月二十九日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号

郵便番号  
 113-0001